◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２９７号（H27.　5. 1）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝４件（４月２４日～４月３０日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）貸切バスの火災事故
（３）貸切バスに貸切バスが追突した事故
（４）法人タクシーと個人タクシーの衝突事故
２．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
３．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
４．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
５．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
６．ホイ-ル･ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
７．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
８．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
９．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
１０．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１１．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１２．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１３．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．重大事故等情報＝４件】（４月２４日～４月３０日分）

（１）乗合バスの車内事故

　４月２８日（火）午前８時４６分頃、千葉県の県道において、乗合バスが乗客４名を乗せ運行中、乗客１名が負傷する車内事故が発生した。

　この事故により、当該乗客は手首を骨折する重傷を負った。

事故は、バスが右折レーンを走行していたところに、左車線からバスの前に軽自動車が割込み、バスの運転者は衝突を避けようと急ブレーキを踏んだため、乗客１名が座席から転落し、負傷した。

（２）貸切バスの火災事故

４月２７日（月）午後２時１５分頃、北海道の高速道路において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客２３名を乗せて運行中、バスはアクセルが戻らなくなったので車両を停止させたところ、火災が発生した。

この事故による負傷者はなし。

火災は、運転者が車両を停止させ、エンジンを止めようとしたが、急にエンジン回転数が高い状態となり、オーバーヒートを起こし、発生した。

（３）貸切バスに貸切バスが追突した事故

４月２７日（月）午後７時１５分頃、静岡県の県道交差点において、千葉県に営業所を置く貸切バスが乗客ら２４名を乗せて運行中、赤信号で停止していた別の貸切バス（乗客ら３３名）に追突した。

この事故により、乗客ら１５名が軽傷を負った。

（４）法人タクシーと個人タクシーの衝突事故

４月２４日（金）午前２時５０分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、右折矢印青信号に従い右折を開始したところ、直進してきた個人タクシー（乗客１名）と衝突した。

この事故により、法人タクシーの乗客１名が腕を骨折する重傷を負い、両タクシーの運転者及び個人タクシーの乗客１名の合計３名が軽傷を負った。

法人タクシーのドライブレコーダーの記録によると、個人タクシーが信号を無視して交差点に進入した模様。

◇◇◇

【２．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました。】

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明やより客観的で質の高い再発防止策が望まれるところです。

このような社会的要請に応えるため、国土交通省の委託により（公財）交通事故総合分析センターを事務局として、各分野の専門家から構成される「事業用自動車事故調査委員会」が昨年６月に発足したところであります。

先般、次の調査事案２件について、報告書が議決されたことを受け、４月１５日、当該報告書を公表いたしましたのでお知らせします。

・事業用自動車事故調査報告書（トラクタ・コンテナセミトレーラの横転事故）
・事業用自動車事故調査報告書（大型トラックの積載物（劇物）落下漏洩事故）

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html

◇◇◇

H27.4.30、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等に対して、『自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について』を通達しましたので、お知らせします。

通達の概要は以下のとおりですので、ご承知おきください。

自動車の定期交換部品は、自動車製作者等が道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「車両法」という。）第５７条の２の規定に基づき、通常の点検ではその後の安全性を確保しうる期間を予想しにくい部品等について、その品目及び標準的な交換時期を明示して、自動車使用者に対し一定の期間ごとに交換することを推奨しているものです。
また、自動車使用者は、車両法第４７条の規定に基づき、自動車製作者等が提供する定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務があります。
今般、４月１６日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成２７年改善対策届出番号４７０）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。
◇◇◇
【５．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！】

運転席の足下に水分・融雪剤等を含んだ泥や砂などを放置すると、ブレーキ・ペダルのシャフト部に錆が発生し、ペダルの戻り不良のためブレーキが引き摺りを起こして摩擦熱から過熱し、火災に至ることがあります。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety028.html

◇◇◇
【６．ホイ-ル･ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう】

国土交通省では、社会的な影響が大きい重大事故や整備不良に起因する事故について、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。
整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。
このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html

◇◇◇

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html

◇◇◇

プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。
今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

導及び監督の実施マニュアル

・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル

・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル

・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル

・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書

・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇